

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十六ノ三)

-民事局参事官室試案修正案(第三次)・株式会社監
査制度改正要綱(案)を基に(続)-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21130

【資料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会(十六ノ三)

—— 民事局参事官室試案修正案(第三次)・株式
会社監査制度改正要綱(案)を基に(続) ——

三 枝 一 雄

目次

はじめに

第一 本日の審議の方針と試案等の説明

一 本日の審議の方針

二 試案等の説明

第二 審議

一 従属会社保有株式等の支配会社保有株式等への算入

(以上本誌92巻2・3号)

二 会社・取締役間の訴訟についての会社代表

三 株主総会議事録への監査役 of 署名

四 取締役の監査役に対する営業の経過の概要の報告義務

五 差止請求と代表訴訟の関係

六 株主総会議事録への監査役 of 署名(再審議)

七 取締役会出席監査役 of 取締役会議事録への記載・署名

八 監査制度に関する経団連意見案を巡って

(一) 経団連意見案の紹介と説明

(二) 監査役 of 取締役解任請求訴訟提起権(以上本誌92巻6号)

(三) 監査役 of 任期

(四) 監査役 of 選任

(五) 監査役 of 解任

(六) 基準日・閉鎖期間 of 延長

(七) 決算日から定時総会までの間に新株発行があった場合と議決権 of 行使

(以上本号)

(三) 監査役の任期 (承前)

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案 第三 監査役の任期
監査役の任期は、就任後三年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠の監査役の任期については、定款の定めをもって、退任した監査役の任期の満了すべき時までとすることができる。

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案 (修正後) 第三 監査役の任期
同上

* 株式会社監査制度改正要綱 (案) 第三 監査役の任期
同上

この問題につき、経団連の金子委員は、その期間の長さはともかく、取締役と同一のものとするだけで良い旨の意見を述べた。

「その次、任期でございますね。これは取締役と同じでよいのではないかという、いまの一年を二年とすれば倍になりなすが、取締役と合わせるという一なぜ合わせる必要があるかということは、これはいろいろ議論はありましよう。しかし三年にしなければならないという議論もまたないとすれば、合わせて同一のものとするということだけ。これはもう、初めから何か皆さんの一つの考え方なんでございます。また、留任はもちろん妨げない。」(同速記録 53 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、小委員会で二年にしてしまうという案を出せるかに疑義を示すとともに、別に三年にしなければならないというだけの絶対的理由もないと、三年説にも消極的姿勢を示し、委員の感触を求めた。

「私自身いま金子委員のおっしゃった程度のことしか考えていないんですけど、しかし小委員会で二年にしてしまうという案が出せるかどうか、そこまで部会で決める問題にもっていくのか、それともここでどっちか一別に三年にしなければならん

というだけの絶対的な理由もないような気もしますがね。どうですか、小委員会の皆さんの御感触は。」（同速記録 53～54 頁）

これに対し、大住委員は、監査役に独立性を持たせるには三年以外にはない、任期が長いことは大きなメリットだと、三年説のメリットを主張した。

「ほかの権限というのは抽象的ですが、三年というのは具体的なんですね。実際監査役の独立性を保たせるには、これ以外にないと思うんですね。ほかのはこうしなくてもいいし、こうできない場合がある。三年と非常に具体的にいって……。」（同速記録 54 頁）

「それはまあ……これは取締役があれしたって途中でやめろといえればあれだけでも、むしろこれが一番メリットだと思ったんですがね。取締役より長い。それは二年にしろ、取締役一年にしろ、一年とったってアメリカは一年なんだから別にあれじゃないね。長いということは、唯一のと言っちゃ失礼だけど、大きなメリットだな。」（同速記録 54 頁）

しかし、鈴木小委員長は、三年間居たって行使しなければ同じことだし、無能な監査役を三年間置かなければならぬのなら、二年で代えた方が良いとした。

「だけど、三年間いたって行使しなきゃ同じことじゃないですか。」（同速記録 54 頁）

「無能な監査役を三年間置いておかなければならぬというのだったら、二年間にかえたほうが良いような気もするしね。」（同速記録 54 頁）

この鈴木小委員長の意見に対し、大住委員は、株主総会を招集し、株主総会で解任できるので三年で問題ないとした。

「それは解任はできるんですからね。株主総会が。」（同速記録 54 頁）

「総会を招集すればいいんだからね。」（同速記録 54 頁）

それでも、鈴木小委員長は、解任はできるけれども、株主総会でやるといっても、一〇〇分の三 でなければ、解任できないと反論した。

「解任はできますけど、解任するほど一解任というのはそう何でもできなくはないけど。」(同速記録 54 頁)

「しかし、解任しようと思ったら、そう株主がやるからといったって百分の三なければできないですよ、やっぱり。」(同速記録 54 頁)

大住委員と鈴木小委員長とのこのやり取りを聞いて、金子委員は、三年というのは、任期が取締役より長くしておけば監査役の立場がそれだけ高いとか、重きをおかれていると考えているからではないかと、三年説の理由を推測した。

「だから大住委員は、三年というのには理由があって、ともかく取締役より長くしておけば、監査役の立場がそれだけ高いとか、重きに置かれているというふうにお考えになるから・・・。」(同速記録 55 頁)

これに対し、大住委員は、重く見られるというより、この方が独立性を保持しつつ監査ができるのだと主張した。

「重きに置かれるというよりも、むしろこれが一番具体的だと思うんで、独立性を保持しつつ監査ができるという考え方なんです。」(同速記録 55 頁)

また、田中委員は、最初に監査役の地位の強化・独立性ということで出発し、その一つの現れとして三年ということを言ってきたのだから、今度の部会の方で経団連から提案があれば考慮することとすべきであると述べ、この段階で試案を変更することには反対した。

「これは、最初から三年ということを非常に言ってきて、ここでそれはどうもあれですね。今度の部会で最終的に経団連のほうから御提案になればみんなで考慮するでしょうけれども、この段階で小委員会の案を変えて出すということは、ちょっ

とこれは問題でしょうね。それと私は、取締役の任期については、どうせまたもう一度取締役の改正をやるはずだし、取締役の任期とこっちの任期とは少し規定が違っております、取締役のほうは『二年ヲ超ユルコトヲ得ズ』ですから、場合によると一年でも差つかえないわけなんです。いまの商法の規定だけでいえば、監査役のほうは三年とするんで、三年以下にしちゃだめなんです。ですからその規定のしかたも違ってらるんで、二百六十五条等も、取締役の改正のときにもう一度そちらで考える余地があれば、監査役と同じようにするほうがいいということ、で考える余地そちらで考えて、こことして、まあ少なくとも小委員会としてはやはり部会までもっていかれるほうがよろしいんじゃないでしょうか。規定のしかたが、取締役とこちらのほうでは任期の規定のしかたが違うように思うんですよ。そうすると、取締役の任期についても一体最少限というものをきめるかどうか、このままでいいかもしれませんが、とにかく一応考えるという必要が取締役規定の改正のときに一つの問題点としてやはり考えなくちゃいかんんじゃないかというふうに思いますけどね。」（同速記録 55～56 頁）

「部会で経団連の御意見に賛成の意見が多ければ、そういうふうになってもそれはやむを得ないと思いますけれども、ここで、いままでこの点、最初に監査役の地位の強化ということで、独立性ということで出発しまして、その一つのあらわれとして三年ということを書いてきたんで、そういう意味で、取締役の任期の書き方と監査役の任期はこれより短くしちやいかんという非常に強い意味が入っているわけなんです。そういう意味からいまして、この段階でそれをするのはどうでしょうか。やはり部会へもって行って、御提案について考えて、多数の方の御意見があればまた考慮し直すということではないでしょうかね。」（同速記録 56 頁）

これに対し、大住委員は、取締役の任期を監査役と一緒にして、二年としてしまえば良いのではないかとした。

「それは、取締役のほうを二年の任期というふうと一緒にしちゃってもいいんですね。ただ年限を監査役と変えれば。」（同速記録 56 頁）

鈴木小委員長も、田中委員の意見に賛同した。

「私も田中委員のおっしゃるぐらいのところしか、ちょっと小委員会としては、初めから考え方としてはいろいろあったわけですから・・・。」(同速記録 56 頁)

ここで、大住委員は、経団連の原委員の意見を求めた。

「原委員の御意見としては？」(同速記録 57 頁)

これに対し、同じく経団連の金子委員は、原委員からは任期が長い方がおかしいという意見は聞いていないが、取締役と一緒にの方が良いとの意見であったと聞いてみると、原委員の意見を紹介した。

「原委員ともこの間お会いしたんですけれども、そういう長いほうがいいという御意見は全然まだ伺ってないでございます。少なくとも取締役と一緒にのほうがいい。何となれば、監査役を選任致しますにも、雇いまた変わるというには変わってくるということからいっても問題がある。留任するということはもちろんできる。現実にはあまり変わっておりませんね。大住委員御存じのようにわりあいには変わりませんな。よっぽどの事情がないと変わらない。」(同速記録 57 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、任期三年なら一期、二年なら二期やる人が多くなるだけではないかと、二年とするか三年とするかを論じることに懐疑的な姿勢を示した。

「感じからいえば、むしろ三年だと一期しかやらない人が多くなるし、二年だと二期やる人が多くなる、といったようなものじゃないのかという感じもするんですかね。」(同速記録 57 頁)

また、金子委員は、任期三年だと重任のときにより慎重になるだろうと指摘した。

「重任のときに三年だとよほど慎重になりましょうね。つまり変えるという可能性を考えると、重任しようというときに・・・。」(同速記録 57 頁)

しかし、大住委員は、もう一期おいてやるとか社長が言うのはおかしいのではないかと、疑義を提示した。

「原委員もそういうことは発言されたです。だけど、もう一期おいてやるかという考えはおかしいということですね。二年ならもう一期おいてやるけれども、三年だったらやめさせるということを言われたけど、社長がそんなことを言うのはおかしいじゃないですか。」（同速記録 57 頁）

この大住委員の意見が出たところで、特にまとめもないまま、小委員会の審議は、次の監査役の選任の問題に移った。

（四） 監査役の選任

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案 第四 監査役の選任

- 一 監査役の選任のための株主総会の招集通知には、監査役の候補者の氏名住所をも記載しなければならない。
- 二 監査役は、取締役会において決定した監査役の候補者に異議があるときは、その決定後一週間内に候補者を指定してその旨及びその理由を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の招集通知には、その候補者及び理由をも記載しなければならない。
- 三 監査役は、株主総会において、監査役の選任の議案について意見を述べることができる。
- 四 監査役の選任決議については、株主総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、定款の定めによっても、発行済株式の総数の三分の一未満に下すことができない。

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案（修正後） 第四 監査役の選任

- 一 参事官室試案一に同じ。
- 二 同試案二に同じ
- 三 監査役が前項の指定をするには、その過半数の決議があることを要する。

四 同試案三に同じ

五 同試案四に同じ。

+ 株式会社監査制度改正要綱（案） 第七 監査役の選任
上記試案（修正後）に同じ。

1 同意権・候補者指定権・意見陳述権等

金子委員は、監査役の選任につき監査役の同意・意見を徴することについては当然考えなければいけないが、監査役の候補者指定権については是非削除して欲しいと強くその削除を要望する、とともに、次の候補者を指定する場合における監査役の意見とはどういうものになるのかと委員の意見を求めた。

「それから監査役の選任の問題で、これは前からお話があるところですが、監査役の同意または意見を徴するというについては、これはまあ当然考えなきゃいけないと思うんですが、候補者の指定権というのは、これはぜひ取り除いていただいいていいんじゃないか。同意をしないということになれば、また次のこういうふうにお話し合いが進めていけるんじゃないでしょうかね。あるいは意見を徴するというのと同意とは違うかもわかりませんが、意見が合わないなんていうことであっては、最後の問題になって意見の食い違いが出るおそれは多分にありますので、おそらく取締役会も、監査役の少なくとも意見は十分伺った上でそれをやる、ということは考えられるところです。

それから、次の監査役を指定するということですね。次期の監査役を候補者というものによって指定するかどうかですね。もちろん引き継ぎとすれば当然監査役の意見を徴することは考えられましようけれども、その点はどうでしょうね。」（同速記録 57～58 頁）

しかし、鈴木小委員長は、監査役に次期監査役候補者の指定権を付与することには、ごね得を促進することになりかねないなどと危惧を示した。

「原案のようにして考えたときにどういうふうになるのかね。いま出ている人に

比べればおれの推薦するほうがましだということに・・・。」（同速記録 58 頁）

「言にくいばかりでなく、そんなこといったって人間には長所と短所があるんだからね。長所ばかりの人というのはいやしないんだから、それをどう考えるかという問題になってくるとね・・・。」（同速記録 58 頁）

「それは新しい人を選ぶということになるのかな。」（同速記録 59 頁）

「自分をもう一回選任しろということで候補者に立てて、そして選任しないのはこういう理由でいかなのであって、ということをして・・・。」（同速記録 59 頁）

「ただ、こういうことだけは起こるかもしれない。監査役やめてもらうためには、結局、ごねるとどこかいいポストでもさがしてやらなくちゃならんとか、退職金をたくさんやるとかいったような、ごね得になることを促進することにはなるかもしれない。」（同速記録 59 頁）

これを聞いて、味村幹事は、鈴木小委員長の意見に賛同し、それは新しい人が適任でないということを言うことになるのだと述べた、しかし、味村幹事は、同時に、それにしても人を非難するわけだから、言い難いことは言い難いと、発言の困難さを指摘した。とともに、鈴木小委員長のごね得の危惧については、それは滅多にないことだと問題視しなかった。

「そういうことでございますね。人を非難するわけですから、言にくいことは言にくい。」（同速記録 58 頁）

「やっぱり具体的になると、こういう事実があつておれが忠告したものだから、煙たがってやめさせて、今度はこういったような人を選ぶんだ、けしからん、こういうことになるのでございましょうね。」（同速記録 58 頁）

「ですから、新しい人がやっぱり適任でないということを言うことになるんじゃないでしょうか。」（同速記録 59 頁）

「それは実際にそうなりはしないだろうかと思うだけでございまして、表向きは、この人はいままで技術畑ばかりやっていて業務監査というのには適しないとか。あるいは、この人は現在の社長さんの子供で監査するのには適しないとか、まあそんないろいろなことは考えられるかと思えますけれど、それはめったにあることじゃないと思うんです。これも先ほどと同じことで・・・。」（同速記録 59 頁）

しかし、ごね得については、大住委員は、この規定が無くてもごねた人間はいたと紹介した。

「この規定が無くてもごねた人間はいましたね。」(同速記録 59 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、だからこの規定があれば尚更ごね得が起こると案じた、

「だから、この規定があればなおさらごねるだろうと思うんだな。そういうことからいうと、ね。」(同速記録 59 頁)

これに対し、味村幹事は、監査役の過半数の同意が必要であり、他の監査役も納得するものでないと言えないのだから、ごね得をそれ程心配する必要はないとの趣旨の意見を述べた。

「ただ、要するに監査人の過半数の同意が必要でございますから、ほかの監査役もなるほどもっともだということがございませぬと言えないわけで、何だあいつだけごねてやがるということでは言えないことになっておりますから、その点は・・・。」(同速記録 59～60 頁)

それでも、鈴木小委員長は、三人のうち二人が連係すればごねることができるという主張を繰り返した。

「かえってよくなりますか。三人の中の、しかし二人では、連係すればできるんだな。」(同速記録 60 頁)

しかし、味村幹事は、これに対しても、三人の中の二人が一緒にやれないということになれば、ごねることはできないと反論した。

「それはそうでございます。ですから、三人の中の二人までが、どうもあいつと

一緒ではやれないとか、そういうことになりますと、あいつと一緒にではおれたちにばっかり負担がかかるとか、そういうことになりますと、やっぱり・・・。」（同速記録 60 頁）

そこで、大住委員は、自分を候補者にするのは特別利害関係ではないが、三人居れば、自分には推薦枠がない、二人が推薦しなければならぬということだと述べ、さらに候補者になるのは構わないのかと尋ねた。

「その場合に、自分を候補者にするのは特別利害関係ないですね。三人いけば、自分は推薦権がない、二人が推薦しなければいけない、こういうことなんです。」（同速記録 60 頁）

「候補者になるのはかまわないんですか。」（同速記録 60 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、監査役が自分を候補者にするのは特別利害関係がないことは認めた。

「特別利害関係はないんだろうな。」（同速記録 60 頁）

また、味村幹事も、監査役が自分を候補者にするのはかまわない、しかし、他の監査役があくまでもやるということは減多にないことであり、その意味で、これは本当の安全弁だとした。

「かまわないかと思うのです。これは、監査役を不当にやめさせて、あとがまにおかしな人をもってきて、という非常に極端な場合でないと、ほかの監査役があくまでやるという場合はめったにないんじゃないかとは思っています。ほんとうの安全弁でございますね。」（同速記録 60 頁）

しかし、大住委員は、取締役を牽制するという意味で、この試案を置いておいた方が良く試案を支持した。

「めったにないけれども、取締役を牽制するという意味において置いといてもいいんじゃないですかね。さっきのあれと同じような意味じゃないですかね。裁判所に解任請求できるのも、ここまでやれるんだぞということは、やるかやらないかは別問題として、取締役を牽制できるという効果はありますね。それと同じような意味で、めったにあるかないかということは別問題として、変なやつを選ぶとやれるんだぞという、取締役を牽制する意味において置いといたほうがいいんじゃないですかね。(笑声)」(同速記録 60～61 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、権限が強くなると弱い人間を選ぶというおそれがあると危惧を示した。

「ある意味でいえば、こういうものは非常にむずかしいんですよね。こういうことをやりそうもないようなやつを選んでいくということになると、権限が強くなると弱い人間を選ぶというおそれがある。」(同速記録 61 頁)

しかし、大住委員は、権限が無くてもごねる奴はいる、自分を取締役に選ばないと会社のスキャンダルを暴露するとして、死ぬまでずっと取締役にいた人がいたと、その事例を紹介し、鈴木小委員長の主張に反論した。

「それならば、なくてもごねるやつがあるんですよ。取締役の中にもあるんですね。私は現に知っているんですけども、取締役のくせにして、取締役に選ばないと、会社のほうのスキャンダルを暴露するそうです。ずっと取締役にいた人で、昨年死にました。その人は。」(同速記録 61 頁)

これを聞いて、金子委員は、死ぬのを待つようになっては困ると、懸念した。

「死ぬのを待つようになってはねえ。(笑声)」(同速記録 61 頁)

また、鈴木小委員長は、それは取締役の会社ゴロであり、そういうことをやり易くするという側面があるが、味村幹事のように、他の者も一緒になくてはいけない

ということで、ある意味では骨抜きになっていると指摘した。

「実際、会社ゴロじゃなくて、株主じゃなくて、取締役の会社ゴロだね、それ。だから、そういうことをやりやすくすることはあると思うんだ。だけどそれは味村幹事のように、ほかのやつも一緒になくちゃいけないだということで、ある意味では骨抜きになっているんだね。」（同速記録 61 頁）

味村幹事も、運用の如何によっては骨抜きになる嫌いがあることは認めた。

「まあ若干そういうきらいも・・・運用のしかたいかんによっては骨抜きになるわけでございます。」（同速記録 61 頁）

これらを聞いて、矢澤委員は、これらは元々アメリカの委任状勧誘規則に由来するドイツの反対提案規則からきたものであるが、普通の会社では、むしろこれをやるよりは、総会に言ったほうが効果があるのであり、もう少し手続的に簡単でこれと同じ効果を持つものを考えたほうがショックは少ないのではないかと述べた。

「これは本来はドイツの反対提案規則からきたんで、もともとアメリカの委任状勧誘規則からきているんだね。普通の会社では、むしろこれをやるよりは、第四で事案について総会に言ったほうが効果があるんじゃないですか。ですからこれは、そういう意味では、公開会社ではそういうディスクロージャをやっては困るんですが、もう少し手続的に簡単でこれと同じ効果を持つものを考えたほうがショックは少ないのかもしれないがね。」（同速記録 61～62 頁）

しかし、田中委員は、現実出席株主の少ないわが国の株主総会の現状からすると、総会で陳述するよりは株主総会招集通知で知らす方が効果は大きいのではないかと反論した。

「ただ、日本の株主総会では集まる株主も少ないし、株主総会で述べるよりも、やっぱり招集通知状で知らすほうが各株主にみんないきますから、効果は大きいん

じゃないですか。日本のいまの株主総会の現状をみますとね。」(同速記録 62 頁)

また、鈴木小委員長も、株主として総会に出席してごねた取締役もいるので、総会で意見を言わせるという議論をしても仕方がないと、株主総会で意見を述べるといふことには消極的意見を述べた。

「最後のものは、監査役になってもおそらくは何株かは持っているだろうから、株主としても発言できるわけだね。現にやめさせられた取締役が株主として、いまの大住委員の言われるような、総会でごねた例というのはぼくは聞いてるな。さらにひどいのは、おれに対する退職慰労金が少ないからといってごねたやつがいるというんだけどね。総会でそういう議論したってしょうがないと思うんだけど。」(同速記録 62 頁)

そして、金子委員は、監査役は、取締役会に出席して、監査役候補者を取締役会で決める場合に十分意見を述べられるのであり、それ以上に監査役に候補者指定権を与える必要は無い、是非削除して欲しいと、重ねてその削除を求めた。

「監査役は取締役会というものに常に出席することができる。したがってこういう問題についても、取締役会で監査役の候補者をきめる場合において、そういうところで十分意見が述べられるんですから、普通の場合であれば隔意ない意見の交換の上で候補者がきまるといふことになり、私どもはその運営で十分いけるんだろうと思うわけです。要するに監査役が全然同意をしないような人を取締役会がきめることは、これは実に自分としては同意できないと言って、御自分自身をしるという場合は、これはまあ別の問題ですけども、他の候補者についてはやっぱり話し合ってきめるようになると思うんですけどね。実際問題としては、だけれども監査役そのものが指定権というものを持つということになりますと、われわれ経団連の関係の出席者としてはぜひ削除してもらいたいという意見が強い。」(同速記録 62～63 頁)

しかし、大住委員は、削除せず、表面的には権限を与えて強力にしても、実際に

はあまり機能しないようにするというやり方の方が賢明だとした。

「経団連というのは正直なんですね。もっと私は、表面的には権限を与えて強力にしても、実際はあんまりそれにあれしないようにする、というやり方のほうがりこうだと・・・。」（同速記録 63 頁）

これに対し、金子委員は、議論になると削除ということになってしまうが、監査役や取締役の交代の実際上のやり方は微妙であるとした。

「その点はどうもばか正直かわかりませんが、議論になりますとどうもそういうところへいっちゃって・・・。大体いままで監査役にしても取締役にしても、われわれの経験からいくと、やめていただくときに、あなたはこういうところが悪いからやめてくれと言ったためしはないですな。それはないですね。やっぱり、今度こういう方とかわってもらいたいということを言うと、向こうも、そういうことは感覚的に何かうまくいっているんですね。どういうものか知らないけれども・・・、微妙ですね。」（同速記録 63 頁）

鈴木小委員長も、実際上の運営は今までと変わらないだろうと、試案の実効性に懐疑的な姿勢を示した。

「実際上の運営は、いままでと私は変わらないだろうと思いますね。」（同速記録 63 頁）

他方、試案の存置を主張する大住委員も、この試案は、むしろ権限を余計にしておいて協力してやるというぐらいのものと、この権限の象徴性を強調した。

「むしろ権限をよけいにしておいて協力してやるというぐらいのものだと思いますね。」（同速記録 63 頁）

2 株主総会招集通知への記載

ついで、鈴木小委員長は、試案における株主総会招集通知への監査役候補者の氏名住所の記載（試案第四の一）は、面倒だと指摘した上で、この候補者は、議案だからということで取締役会で決定することになるが、議案とすることには疑問があるとし、「取締役会において決定した監査役の候補者」と書いた方がいいと提案した。一方、取締役にこういう権限を与えないのかと質した。

「むしろめんどくさくなるのは第四の一みたいなんで、必ず候補者の氏名住所を書かなきゃならん、招集通知に、この候補者はもちろん取締役会において決定する必要があるわけですね。」（同速記録 63～64 頁）

「それは議案だからということですか。」（同速記録 64 頁）

「議案かね、これ。議案じゃないね。やっぱり『取締役会において決定した監査役の候補者』と書いたほうがいいんじゃないかな。法文の問題だろうと思うけど、これだっってどこに書くのかわからないな。」

取締役にはこういうものは与えないわけですか。」（同速記録 64 頁）

これに対し、味村幹事は、鈴木小委員長の質問を肯定する一方、取締役の氏名住所を招集通知に書くということまでは考えているが、候補者指定権などは考えていないと答えた。

「そういうことです。」（同速記録 64 頁）

「はい。」（同速記録 64 頁）

「取締役の氏名住所を招集通知に書くということまでは考えておりますけれど、そういう候補者指定権などは考えておりません。」（同速記録 64 頁）

他方、矢澤委員は、証券取引法の改正前から委任状勧誘規則には、取締役及び監査役について株主総会招集通知への記載があったと紹介した。

「これは証取法改正前のあれとして、委任状勧誘規則の、取締役について。監査役はもちろんあった・・・。」（同速記録 64 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、一（株主総会招集通知への監査役候補者の氏名住所の記載）は当然だが、二（監査役候補者の指定）については議論もあったので、部会でもう一回議論して貰うということで、この問題についての審議を纏めた。

「だから一は当然だけど、二からはあれだろう。じゃ、これも前からの規定なんで、議論もいろいろあったことですから、部会でひとつもう一回議論していただくことにいたしましょう。」（同速記録 64 頁）

（五） 監査役の解任

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案 第五 監査役の解任

- 一 監査役の解任の議案を株主総会に提出することを取締役会において決定したときは、会社は、その旨及びその理由を書面をもってその監査役に通知しなければならない。
- 二 前項の監査役は、同項の通知後一週間内に、同項の議案についての意見を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の株主総会の招集通知には、その意見をも記載しなければならない。
- 三 前二項は、第二百三十七条第二項の規定により株主が監査役の解任のための株主総会を招集する場合に準用する。
- 四 監査役は、株主総会において、監査役の解任の議案について意見を述べることができる。

* 株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案（修正後） 第五 監査役の解任

同文

* 株式会社監査制度改正要綱（案） 第五 監査役の解任

同文

1 監査役解任議案についての意見陳述

まず、鈴木小委員長は、三と四をひっくり返さなかったことに疑問を述べ、それ

は少数株主が株主総会を招集して解任を求めたという場合には、監査役は解任議案に意見を述べることはできないということかと質した。

「第五の解任もいろいろ問題があるだろうと思うけど、どうして三と四はひっくり返さなかったのかね。つまり少数株主が株主総会を招集して解任を求めたという場合に、監査役は解任の議案について意見を述べることはできない。」(同速記録 64～65 頁)

これに対し、味村幹事は、第四は一般規定だから、取締役会で株主総会の招集を決定したとき監査役は意見を述べるができることになっていると答えた。

「それはできることになっています。第四は一般規定ですから。一、二項は取締役会でその総会の招集を決定したときの・・・。」(同速記録 65 頁)

2 少数株主の監査役選任請求

これを聞いて、鈴木小委員長は、適用になるからいいということと了解した。その上で、監査役選任のための少数株主の請求というのはあるかと尋ねた。

「だから適用になるからそれでいいのか。わかりました。

監査役選任のための少数株主の請求というのがありますか。」(同速記録 65 頁)

これに対し、味村幹事は、それは考えられるとした。

「考えられはするんでしょうね。」(同速記録 65 頁)

(六) 基準日・閉鎖期間の延長

しかし、鈴木小委員長は、定員数になっているのだから、やらない時に出てくる問題であり、従って規定する必要はないと、自分で提起した問題を引っ込めたものの、候補者はやはり書かなければいけないと記載の必要性は認めた。そして、あと残る問題として、基準日だけ延長するのか、それとも閉鎖期間の延長を認めるのか

という問題があるとし、この問題を提起した。

「やらないときに出てくる点だな。定員数になっている……。しかし別に必要ないね、規定をつくる必要は、けっこうでしょうな。委任権はないかもしれないけど、それはいいでしょう。しかし候補者をやはり書かなきゃならないだろうな……。まあいいや。

報酬も変わったし監査費用も変わった。それから監査役の報告書の記載事項もだいぶ改められたということになるわけですから、あと残る問題として、基準日だけ延長するのか、閉鎖期間の延長を認めるかという問題で……。」（同速記録 65 頁）

このことにつき、金子委員は、三ヶ月は閉鎖してもらいたいと要望した。

「これは実務的に非常に問題が強く主張されまして、三ヶ月ぜひ閉鎖してもらいたい。それから株式市場のほうでも、初めはいろいろ流通性の問題について話がございましたが、流通ということについては阻害にならないことが強く申されておりました、市場のほうでもその点検討しておるようでございますが、大体三ヶ月なら三月でよろしいのではないかと。むしろこの問題は、私のほうでやっている株式懇談会というのもございます。それは実務家の集まりでございまして、そのほうからの強い意見もございまして、実際必要であるということが強く主張されております。いかがでございましょうか。つまり公認会計士と監査役とが意見を一緒にして、それに監査役がやるとなると、やはりそういうことになるのでございましょうね。」（同速記録 65～66 頁）

これを聞いて、大住委員は、一年決算の場合には、閉鎖期間は三ヶ月のほうがいいだろうと、金子委員の意見に同調した。

「一年決算の場合には……。」（同速記録 66 頁）

「そのほうがいいんじゃないでしょうかね。」（同速記録 66 頁）

鈴木小委員長も、営業年度一年の時は閉鎖期間を三ヶ月とするとともに、基準日

も三ヶ月とするとした。

「営業年度一年のときには三月にしとくんだ・・・。」(同速記録 66 頁)

「この基準日を三ヶ月にするのも、営業年度一年の場合で・・・。」(同速記録 66 頁)

しかし、味村幹事は、基準日については難色を示し、半年決算でも三ヶ月の基準日で行くべきだとの意向を示した。

「いや、これは・・・。」(同速記録 66 頁)

「そうです。」(同速記録 66 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、半年決算でも三ヶ月の基準日でやらなければならないとすると、半年決算でも実務上困るという点では同じことだと指摘した。

「いや、あれでも半年決算でも・・・。そうか、やらなくちゃならないわけだな、これは。」(同速記録 66 頁)

「そうだとすると、半年決算の場合でも実務上困るという点は同じことなんだな。」(同速記録 66 頁)

そして、金子委員は、監査人と監査役の意見調整が出来た上で決算をして株主総会を開くということになると、半年決算でも、どうしても三ヶ月は必要になるのであり、大部分の会社が一年決算・中間配当ということになるという現在の方向からすると、おそらく三ヶ月になるだろうとした。

「ですから、いまのように監査役だけで総会に出席して報告するということがよろしんですが、今度は、監査役が総会に出て監査人は出ないようにいたしましても、結局意見を調整した上で決算するということになると、やっぱり三月要りましような。ただ、いま鈴木小委員長のおっしゃるように、それは二月であっても、決算締め切り後総会は三ヶ月目に開くということには、半年であろうと一年である

うと、監査人と監査役との意見調整ができた上で総会を開くということになると、どうもそうなっちゃう。そこで、今度は逆に、それならば一年決算にしようということになり、一年決算にしたら中間配当をやろう、こういう方向にしておりますから、大部分の会社は一年決算・中間配当ということになるということも考えられる。必ずしもしなきゃならないということではないでしょうが、おそらくそうなると思います。」（同速記録 66～67 頁）

そこで鈴木小委員長は、三月にしていけないかと質した。

「いかなですか、三月にしちゃ。」（同速記録 67 頁）

これに対し金子委員は、名義書き換えは、配当との関係では問題となるが、流通の関係では、裏書譲渡の必要がなくなっただけに問題が違ってくるのではないかと指摘した。

「いま流通のなには、そういう名義書き換えの配当だけの問題では問題になりましようけれども、その間は流通が全く自由でございますから、裏書き譲渡の必要がなくなっただけに問題は違ってくるんじゃないか。これはひとついかがでございましょうか。」（同速記録 67 頁）

そこで、鈴木小委員長は、基準日の規定は初めからなかったということを味村幹事に確認の上（味村幹事・同速記録 69 頁）、なくてどうしたのかと質した。

「これは、基準日の規定、初めからなかったんですね。これには。」（同速記録 67 頁）

「なくてどうしたのかな。」（同速記録 67 頁）

これを聞いて、矢澤委員は、三ヶ月以内に総会を開くということで応じるとした。

「三ヶ月以内に総会を開く・・・。」（同速記録 68 頁）

しかし、鈴木小委員長は、やはり基準日の規定の設置を主張し、小委員会原案でいけないかと意見を求めた。

「開けといたって……。だから、そのことに置いて、基準日の規定を少なくとも置かなければ……。」(同速記録 68 頁)

「だからたいへんひどいことを考えたわけなんで、どうしても基準日の規定を置いたほうがいいというんで入れたんだから、必ずしも、閉鎖を延ばすということにしたって、一緒に延ばすんだと考えれば原案の大修正になるわけでもないんだから、やったっていいんじゃないかという気もするけど、いかんですか。小委員会原案で……。」(同速記録 68 頁)

これに対し、味村幹事は、そうだとすると、配当落ちが一月ずれるということになると危惧した。

「配当落ちが一月ずれるということに……。」(同速記録 68 頁)

他方田中委員は、入れてもいいと鈴木小委員長の意見に賛成した。

「これは私は入れてもいいと思うのですがな。三月の閉鎖なんていうのは。」(同速記録 68 頁)

そこで、鈴木小委員長は、株主名簿の閉鎖期間は三月を超えることを得ない、基準日は云々という前段・後段でくっつけたらどうかと提案した。

「株主名簿の閉鎖期間は三月をこえることを得ない。基準日は云々という前段・後段でくっつけちゃったら……。こまかく書けば、それは定期閉鎖のためのやつは三月だとか、そうでない臨時閉鎖は一月だとかいうふうに書き分ければ一番正確なのかもしれないけど。」(同速記録 68 頁)

これを聞いて、田中委員は、半年決算だって三月を閉鎖期間に置く必要が起こる

ということではないかと指摘した。

「今度は、半年決算の場合で二月じゃ片づかなくなるということじゃないんですか。それですから、どうしても半年決算だって三月を閉鎖期間に置く必要が起こるということじゃないですかね。」（同速記録 68 頁）

そこで、大住委員は、半年決算の場合、基準日だけを三月にし、閉鎖期間は二月にするという案を提示した。

「半年決算の場合、基準日だけを三月にして閉鎖は二月にする。」（同速記録 68 頁）

これに対し、田中委員は、今の法文だと三月を超えることを得ずだから、二月にしようとするれば定款でそう決めればできることであり、無理に三月にする必要はない、その辺の判断は会社にまかせればいい、弊害は流通の弊害だけだと指摘した。

「それは、できることはできるんですが、いまのように実際界でそれを非常に要望して流通にも妨げないということをしきりに言われるようですからね。」（同速記録 69 頁）

「だから、それは三月をこえることを得ずだから、二月にしたければ定款でそうきめればいいわけですけど。」（同速記録 69 頁）

「できるところで三月にする必要はないんで、二月にしておけばいいわけなんですから、できるできないはその会社の判断にまかせるということでもいいんじゃないですかね。このほうは私は、特別な弊害というものは流通の障害だけだと思います。」（同速記録 69 頁）

金子委員も、会社には大小があるのだから、二月にできる会社は二月にすればいいのであって無理する必要はないと、田中委員の意見に同調した。

「だから、いまの法文だと、二月にしようとするればできるという可能性はあるわけです。できたらなおけっこうですがね。」（同速記録 69 九頁）

「だから、必ずしもできる会社が無理にそうする必要はないのですが、会社にも大なり小なりありますので。」(同速記録 69 頁)

これを聞いて、大住委員は、はじめ証券業者の方から三月になるからダメだと苦情が出たが、後に変わってきたと明かした。

「証券業者のほうから苦情があったんですよ、初めに。」(同速記録 69 頁)

「初め三月になるからダメだということを言ってたんですがね。」(同速記録 69 頁)

「むしろ変わってきたんですね、証券業者のほうか。」(同速記録 70 頁)

金子委員も初め名義書き換えができなければ株を買わないんだというような感じを持っていたが、いまのようなやり方であれば流通に阻害にならないとした。

「初めありまして、私も、それが大きな支障を来すようではいけないと思ったんですが、だんだん、いまのようなやり方であれば流通そのものについて阻害にならないという・・・。」(同速記録 69 頁)

「つまり、名義書き換えができなければ株を買わないんだというような感じがしたんです。」(同速記録 70 頁)

(七) 決算日から定時総会までの間に新株発行があった場合と議決権の行使

さらに、鈴木小委員長は、決算日から定時総会までの間に新株が発行された場合に新株主は定時総会において議決権を行使できないというのが原案の考え方かと立案者である味村幹事に尋ねた。

「原案によると、決算日から定時総会までの間に新株が発行された場合に、その新株の引き受け人なる者つまり、新株主は、定時総会においては議決権を行使できないという考え方ですか。」(同速記録 70 頁)

これに対し、味村幹事は、現在の解釈を改めるつもりはない、現在の解釈に従え

ば新株主は議決権を行使できるのではないかと答えた。

「それは、別に現在の解釈を改めるつもりはございませんで、現在の解釈に従えばできるということになるのではないかと思います。」（同速記録 70 頁）

しかし、鈴木小委員長は、現在の解釈ではそうなっているとしても、議決権についての基準日を現在は規定していないと指摘した。

「現在の解釈ではそうなって——議決権についての基準日を置いていないわけでしょう。現在は。」（同速記録 70 頁）

これに対しては、味村幹事は、名簿閉鎖の場合と基準日の場合とでパラレルに考えるというのが普通の考えだと反論した。

「しかし、名簿閉鎖の場合と基準日の場合とパラレルに考えるというのが、どうも普通の考えのように・・・。」（同速記録 70 頁）

しかし、鈴木小委員長は、配当の場合は基準日で決算期末現在の株主であるといっているので、新株が出たってやらないのであり。パラレルとは必ずしもいえないと反論した。

「しかし、そうはいかないんで、たとえば配当のほうは、これは基準日で決算期末現在の株主にあるといっているから、新株が出てきたってやらないわけでしょう。新株主にはやらない。だから、パラレルとは必ずしもいえないですね。」（同速記録 70 頁）

これに対し、味村幹事は、決算期後の新株主に配当しないのは日割り配当という考え方から出ていることではないかと指摘した。

「決算期末の株主にやって決算期後の株主にやらないというのは、日割り配当の

考え方の延長じゃないかと思うんでございますけどね。基準日という考え方からきているのか、むしろ日割り配当という考え方から出ているようにも思います。」(同速記録 70 頁)

しかし、鈴木小委員長は、今度、定時総会において議決権を行使する者は決算期末現在の株主であるという書き方をしてしまったら、決算期後定時総会までの間の新株主は、定時総会で議決権を行使できなくなるけれども、それでもいいのかと反論した。

「出ているのはどういう理由でもいいけども、形の上からは決算期末現在の株主に配当するという形。今度、定時総会において議決権を行使する者は決算期末現在の株主であるという書き方をしてしまったら、間の新株主は、議決権が定時総会で行使できなくなるけどもいいか。」(同速記録 71 頁)

これに対し、矢澤委員は、それはできる、転換社債の今度入れた規定では、それを前提にして議決権がないことにすることができるを書いてあるのだから、新株の発行された部分は別だということはいえろと指摘した。

「それはできます。」(同速記録 71 頁)

「それは、そのときまでの株主はその日できめる。しかし、新株の発行された部分は別だということは、これはいえるんじゃないですか。転換社債の今度入れた規定では、それを前提にして議決権がないことにすることができるを書いてあるんですからね。」(同速記録 71 頁)

「そうですね。だから、配当というものはある一種の独特のそういう考え方があるからこういう規定にせざるを得なかったわけなんで、そこを切っちゃえば前のような規定でよかったわけですけど、ね。しかし、それは変えられないということでこういう形にしたんだろうと思うんですが・・・。」(同速記録 71 頁)

しかし、鈴木小委員長は、同じ書き方がしてあっても、配当の場合と議決権の場合は違うという解釈すらある、どうやってできるのかと疑問を提起した後、むしろ

閉鎖期間と基準日の双方を延長するという方向を提案した。

「どうやってできる？」（同速記録 71 頁）

「それを前提にしてというけれども、あれの同じ書き方がしてあっても、配当の場合と議決権の場合は違うという解釈すらあるんだね。」（同速記録 71 頁）

「いや、株主名簿の閉鎖という規定は、いままである株主について閉鎖をするだけのことといってもいいのかもしれない。新株が出てきたものについては閉鎖もへったくれないんだ。それをまた変えるというのは閉鎖の問題になるけどね。だから新しい株主ができるというのは閉鎖の問題じゃないんだということから、名簿の面に載っかってくるから、議決権を認めざるを得ないということになるんだろうという気がするんだけどね。」

もちろん、その書き方いかんによって、定時総会において決算承認案についての議決権を持っている者はこれに限るんだというやり方をすれば、それはそのときに定款変更や取締役選任をやるということについては議決権があるんだという書き方ができるということにもなると思いますね。そうなら、ぼくが主張しておってだれも賛成してくれない解釈論をそのまま認めることになるけれどね。だから、基準日だけにしておいて、閉鎖のほうはそのままだという考え方からいえばどうなるのかということを考えておかなきゃいけない。ぼくはむしろ片手落ちになる、いままでの方向が非常に変わる傾向が出てくるから、両方とも延ばしちゃったらどうだろうかという感じなんですけどね。」（同速記録 72 頁）

以上のような意見交換の後、田中委員から、反対意見はないようなので、閉鎖期間は三月を超えることを得ずとしてもいいのではないかとの提案がされた。

「さっき小委員長お留守の間にここで話したんですが、どうも反対の意見はないようで、みんな閉鎖期間は三月をこえることを得ずとしてよろしんじゃないか、二月を適当とする会社があれば、定款でそうきめればいいんだから、三月をこえることを得ずとして・・・。」（同速記録 72 頁）

そこで、鈴木小委員長は、株主名簿の閉鎖期間は三月にすることによって纏めた。

「それじゃそういうことにしましょうか。株主名簿の閉鎖期間は・・・。」(同速記録 72 頁)

しかし、田中委員は、証券業者等の流通の妨げとなるという事情が変わったらしいので、その点で変えてもよいのではないかとの意見を付加した。

「だから、証券業者等の流通の妨げとなるという事情が変わったらしいですから、その点で変えても・・・。」(同速記録 72～73 頁)

矢澤委員も結局問題はそこだろうとした。

「私も、結局問題はそこだろうと思うんですがね。」(同速記録 73 頁)

これに対し、田中委員は、それは金子委員が請け合っているのだから、問題ないとした。

「それはしかし、いま金子委員が請け合っていらっしゃるんだから・・・。」(同速記録 73 頁)

金子委員も、今は裏書譲渡も廃止になったので流通を阻害するということは問題にならないのであり、株式懇話会など実務家は三月にしてほしいという意見である、そうしてもらいたいと要望した。

「それは流通を阻害するようだったら発行会社としても困るわけですがけれども、実際はいまは裏書き譲渡も廃止になりましたし、実際は問題にならない。むしろ三月なりと閉鎖してもらいたいという株式懇話会、これは実務家、いわゆる代行機関入れて、そういう方々の意見はぜひ三月ほしい、こういう御意見でありますし、じゃまあ、そういうことにして、特に法文も弾力性のある法文でございますから、そうしていただいたらいいと思います。」(同速記録 73 頁)

これに対し、味村幹事は、取り消しの訴えの提訴期間が三月になっているので、閉鎖期間を三月にすると、場合によっては総会后株主になった者は全然できなくなるが、それでもかまわないかと意見を求めた。

「取消しの訴の提訴期間が三月になっておりますが、かまわないでしょうね。三月にしますと、場合によっては総会后株主になった者は全然できなくなりますが。」（同速記録 73 頁）

このことにつき、鈴木小委員長は、できなくなった方が良くないかとした。

「できなくなったらできなくなったほうがよくないか。」（同速記録 73 頁）

他方、矢澤委員は、さらに定時総会以外の総会も延びてしまうのではないかと危惧した。

「それと、定時総会以外の総会についてもずっと延びちゃうところがちょっとあれじゃないでしょうか。」（同速記録 73 頁）

田中委員も、それ以後の株主は、そのときの総会に出席する権利がなかったのだから、取消しの訴はできないとしても差支えないのではないかと、鈴木小委員長の意見に同調した。

「それ以後の株主は取消しの訴はできないとしても差しつかえないんじゃないですか。そのときの総会に出席するあれがなかったわけですから。」（同速記録 73 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、議決権の保証をされている人間じゃないんだからかまわないじゃないかとするとともに、流通との関係で、三月たつと株券は返ってこないのかと質した。

「それは、かりに無効だったらしょうがないけど、議決権の保証をされている人間じゃないんだからかまわないじゃないか。ちょうどバラレルになっていいような気がするな。ただ、流通とは関係がないっていえばいえるのかもしれないけれども、いま言ったように、三月たつと、三月株券は返ってきませんか、その名義書換え・・・。」(同速記録 74 頁)

これに対し、田中委員は、そんなことはないと否定した。

「そんなことはございませんでしょう。」(同速記録 74 頁)

また金子委員も、できるだけ早く返すべきだとの意見を述べた。

「それはできるだけ早く一特に非常に急がれる方もありますね。株主によって、きちょうめんな人は、何だか知らないけれども・・・。」(同速記録 74 頁)

これを聞いて木鈴木小委員長も了解した。

「わかりました。」(同速記録 74 頁)

ついで、味村幹事は、分割できないかもしれないとの危惧を示した。

「ただまあ分割ができないかもしれませんね、」(同速記録 74 頁)

鈴木小委員長も分割はどうなのか、自分の名前ならいいが、人のやつを買って分割した場合はできない方が良くとの意見を述べた。

「分割はどうなんだろう。分割はできないものかね。自分の名前だったらいいんじゃないか。」(同速記録 74 頁)

「それはできないほうがいいよ。」(同速記録 74 頁)

味村幹事も自分の名前なら良いが、人のやつを買ってやることはできないとした。

「自分の名前ならいいんですが、人のやつを買って・・・。」（同速記録 74 頁）

しかし、矢澤委員は、事務に引き摺られてずるずると引き伸ばされるのは問題だとした。

「ただ、事務に引かれてあんまりずるずる長くなるのはあれのように思うんですよ。」（同速記録 74 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、この問題についてのここでの審議の打ち切りを宣言した。

「それじゃ、そこで大体これまでのところを終えまして・・・。」（同速記録 74 頁）

そこで、金子委員は、次には会計監査人の総会出席の問題を取り上げるよう要望した。

「それで、もう一つ小委員長にお願いしたいのは、例の会計監査人の総会出席ですな。」（同速記録 74 頁）

（続）

（明治大学名誉教授）